

(別紙)

(仮称) 栃木県子ども計画（第3期とちぎ子ども・子育て支援プラン）策定のための基礎調査及び策定支援等業務委託公募型プロポーザル審査基準

1 審査は、(仮称) 栃木県子ども計画（第3期とちぎ子ども・子育て支援プラン）策定のための基礎調査及び策定支援等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）の委員が行うものとする。

2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下、「参加者」という。）から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	本事業を実施する社会的背景や、次期計画策定のための基礎調査であること等、業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	20
2	組織体制	業務が円滑に進められる組織体制やスケジュールとなっているか。	10
3	企画提案の優位性	業務の効果的・効率的な実施に向けた工夫や独自の提案等が含まれているか。	30
		個人情報保護、情報セキュリティ確保への対策が十分取られているか。	10
4	計画性及び実現性	過去の実績等から、十分な実施が期待できるか。	10
		国や自治体の子どもや若者、保護者を対象とした事業の経験があるか。	10
		見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。	10
合 計			100

3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
- (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- (3) 上記(2)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
- (4) 各委員による評価点の平均点が60点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。